

日本の刑務所図書館史

－ 看読書籍と受刑者の読書活動 －

総合教育科学専攻
生涯学習基盤経営コース
立谷 衣都子
指導教員 根本 彰教授

本論文の構成は以下の通りである。

- 第1章 はじめに
 - 1.1 問題意識と課題の設定
 - 1.2 先行研究の検討
 - 1.3 本論文の構成
- 第2章 明治期監獄における読書活動
 - 2.1 監獄則制定以前：幕末から明治初期
 - 2.2 明治監獄則下の刑務所図書館
 - 2.2.1 明治5年監獄則
 - 2.2.2 明治14年監獄則：監獄則第1回改正
 - 2.2.3 明治22年監獄則：監獄則第2回改正
 - 2.2.4 明治32年監獄則：監獄則第3回改正
 - 2.3 明治41年監獄法の制定
 - 2.4 新聞紙の取扱い
- 第3章 大正・昭和期の刑務所図書館
 - 3.1 大正期の刑務所図書館
 - 3.1.1 「監獄」から「刑務所」へ
 - 3.1.2 大正期の刑務所図書館
 - 3.2 昭和期の刑務所図書館
 - 3.2.1 昭和初期から第2次世界大戦以前
 - 3.2.2 戦時下・戦後復興期の刑務所図書館
 - 3.2.3 昭和20年代の刑務所図書館充実期
 - 3.3 刑務所図書館の発展
 - 3.3.1 「矯正保護図書館規定」と「矯正図書館基準」の立案
 - 3.3.2 長野刑務所図書館
 - 3.3.3 教誨師と刑務所図書館
- 第4章 刑務所図書館設置活動とその影響
 - 4.1 監獄書籍館設置構想
 - 4.2 刑務所図書館と竹林熊彦の「行刑文庫」
 - 4.3 村田弘と行刑図書館研究会の活動
- 第5章 結論
 - 5.1 刑事施設の現状と刑務所図書館
 - 5.1.1 刑事施設が抱える問題
 - 5.1.2 府中刑務所に見る現在の刑務所図書館
 - 5.2 公立図書館と受刑者
 - 5.2.1 利用者としての受刑者
 - 5.2.2 受刑者サービスの現状
 - 5.3 まとめ

<注・引用>

<参考文献>

監獄・刑務所内に設置されている図書室は「刑務所図書館」¹と呼ばれる。19世紀初頭のアメリカ、イギリスにおいて刑務所図書館は明確な目的を持たない極めて不十分な環境下に出現した。当時の刑務所図書館は、図書館学の専門知識を持つ図書館員が不在であり、資金不足や利用者である受刑者の識字率が低いなど図書館の管理運営に必要とされる要素には問題があった。そのような状況で生まれた海外の刑務所図書館も、職員の個人的な努力と制度

上の改善を重ねた結果、現在では司書資格所有者や図書館学の知識を備えた専任職員が常駐するまでに発展してきている。主な利用者層となる受刑者は、図書や資料の閲覧以外にも図書室での自習やインターネットを利用した情報収集など、私たちが地域の図書館を利用するように刑務所図書館を利用することが可能である。施設の纪律保持上、取得できる一部の情報制限を除けば、その実情は公共の図書館と大差はない²。一方、日本では監獄・刑務所制度が成立する以前から、犯罪人の学習や自助に資するものとして図書を閲読することは禁止されるのではなく、むしろ推奨されてきた。受刑者に罪の自覚を促し、宗教への救いを求めさせるために聖書や宗教関係の閲覧資料を整備したことに起源を持つ海外の刑務所図書館とは異なり、自然発生的に日本の刑務所内の図書施設は誕生したのであった。このような起源と自由な管理体制のなか刑務所図書館の整備に力が注がれてきたが、施設の秩序や纪律維持を重んじた監獄管理体制によって受刑者の図書閲読は次第に制限されるものとなっていった。日本の行刑制度は監獄管理学の影響を大きく受けたものであり、刑務所図書館は施設管理上の必要性から生じた様々な制限要素の存在によって図書館としての発展を妨げられてきたといっても過言ではない。研究対象として刑務所図書館に関心が持たれてこなかったこともまた、日本において刑務所図書館があまり発展してこなかった原因だと考えられる。関心の低さは刑務所図書館の社会における認知度を低いものにし、刑務所図書館や受刑者の図書閲読や図書利用活動の改善を難しくする。平成の監獄法改正に伴って受刑者の人権擁護や刑事制度全体に対する人々の関心は以前よりも増した。刑務所や刑事施設も情報公開の拡大によってこれまでのあり方は抜本的に改革され、より社会に開かれるべきものとして刑務所は変わろうとしている³。筆者は刑務所にとっての現在の変化期が刑務所図書館にとっても発展の機会になるのではないかと考え、日本の刑務所図書館の歴史的経緯を振り返って整理し、検討することを本論の主要課題に設定した。

第2章から第3章にかけて、明治監獄則、明治監獄法の両法と図書閲読に関連した諸規定の変遷に沿って刑務所図書館と受刑者の図書利用活動の様子を見ていった。明治期は、明治維新後の新政府による監獄則の成立をもって日本の監獄・行刑制度も確立へと歩み始めた。しかし、海外の監獄法を基盤とする明治監獄則は当時の日本の行刑思想と相容れるものではなく、実情に馴染みにくいものであった。そのため明治期は法制度を日本独自のものに変容させながら、確立することに多くの時間が費やされ、当時関係者の多くの目が法整備に向けられた。一方で政府によって国民に読書が奨励されたことも加勢して監獄内の受刑者の読書活動は活発になり、受刑者に貸与するための官本の整備が急がれる状況が続いた。3度にわたって監獄則の改正を経た後、明治41年に監獄法を新たに制定し、日本はようやく監獄制度としての安定期を迎えた。刑務所図書館を施設として整備し、全国的に均等なものにすることに関心が向けられるようになったのも同時期であった。大正期に入ると行刑思想は教育刑中心へと移行する。新たな行刑思想の実現を支えるため、制度運用の再考と変更に沿って受刑者の処遇改善や教育面の充実などを主とした監獄改良が図られた。処遇方針の転換は、それまで施設としての刑務所図書館の整備が中心だったが、そこで何を行うか、受刑者の読書活動や読書指導へと刑務所図書館の理念は大きく拡大していった。

昭和期の刑務所図書館は、「収容者閲読図書取扱規定」のなかで「看読書籍」と表現され、刑務所図書館と図書資料を含む法的用語として以後用いられるようになった。続いて制定された「行刑累進処遇令」にも受刑者の図書室利用を優遇的に認める旨が明記され、ますます

図書の取扱いは処遇面に活かされるようになっていった。しかし第2次世界大戦の開戦がもたらした被害と混乱する社会状況の余波を受け、官本も大幅減少した看読書籍は一時衰退するかと思われた。短期間で戦前の状況への復帰が実現したのは、少数ではあっても受刑者とその処遇への熱意を持った刑務所や行刑関係職員による働きがあったからである。彼らは刑務所と外部からの支援を得るために、図書館学に精通した有識者や関係者の意見を積極的に取り入れ、刑務所図書館の管理や運用の回復と改善に取り組んでいたのである。

続く第4章では、これら刑務所図書館の設置や充実のために尽力してきた活動家について論述している。なかでも明治期の監獄書籍館設置構想を掲げた小河滋次郎、「行刑文庫」という新しい用語によって刑務所図書館の概念を広めた竹林熊彦、初めて刑務所図書館を研究対象として専門的に取り組んだ村田弘3氏の存在があり、各人の刑務所図書館思想も十分な研究主題となるが、本章では主な設置活動のみを取り上げた。刑務所図書館の時代ごとの様相と刑務所図書館の設置活動は、その時代や制度的背景とは決して切り離せないものである。大きな発展こそ見られないものの、時代の変化に飲まれることなく刑務所図書館は今なお存続し、ある程度受刑者の図書閲読の自由が確保できるようにまで状況は改善されてきている。早期から刑務所図書館の有用性を見出し、地位確立を訴えてきた活動家の存在が日本の刑務所図書館の存続を支え、今後の発展の要にもなるといえよう。

近年の受刑者処遇は、更生保護法成立とともに保護観察の充実強化のための様々な施策が盛り込まれ運用されている。そのなかに面接等の義務化による生活実態把握の教化というものがある。面接とは保護観察対象者と保護観察官・保護司との面会を指し、刑事施設で実施される矯正処遇の1つである。ここでは受刑者が自ら犯した罪と向き合う場としてだけでなく、刑期を終えて社会復帰に向けての相談等のやり取りがなされることもある。このような場で指導や助言にあたる人々が、個別に図書の読書を受刑者に勧めることもあり、図書や読書は受刑者の処遇に有用性を持つと認識されていることに変わりはない。また、社会の諸機関との連携による総合的な犯罪防止対策も提唱されている。これは、多岐にわたる犯罪の要因を突き止め、包括的かつ継続的な対策を行うことで再犯防止の実効性を高めるためである。諸機関のなかには矯正関連施設ではない他の公的機関も範疇に含まれると考えられており、現在のところ公共職業安定所や保護観察所が例示されている。多様な利用者ニーズに対して応変なサービスを提供してきた図書館もまた、受刑者の改善更正を図るための情報提供に参加するだけの機能を持ち得る公共機関である。社会から隔離された場所としての刑務所観からの脱却を図り、積極的な外部支援を募るだけでなく受刑者自身の読書や図書利用への意識を高めるといった内部からの活動も刑務所図書館の現状の変化につながる。行刑が抱える現状問題のなかで刑務所図書館は優先されにくい。しかし内部施設の1つである刑務所図書館の周知を図り、理解を得るためにも、刑務所内部に関する外部への積極的な広報活動の展開等、多くの場面にある刑務所図書館発展の機会をどのように活かすかが今後の課題である。

-
- 1 天野隆之輔 “刑務所図書館についての一考察”『図書館界』vol.38, no.5, 1987, p.245.
 - 2 海外の刑務所図書館では、受刑者以外に刑務所職員や受刑者との面会に訪れた親族らも図書館施設を利用することが許可されている。また、子を持つ受刑者のために子どもとの交流の場として施設が定期的開放され、読書プログラムが司書や地域のボランティアによって実施されることも稀ではない。
 - 3 詳しくは、法改正ではなく新法成立である。受刑者や刑事施設拘禁者の処遇について規定した受刑者処遇法が新たに施行されたことで、明治41年からの監獄法が廃止となった。